

## 田原市事業用低公害車普及促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原市環境基本条例（平成8年田原町条例第18号）第10条の規定に基づき、市民等のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境と共生する豊かで持続可能な地域「たはらエコ・ガーデンシティ」を実現するため、たはらエコチャレンジ宣言に登録している市内に工場又は事業場を有する中小企業等の事業者（以下「補助対象事業者」という。）が行う低公害車の導入に対し補助金を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低公害車 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車のうち二輪及び三輪を除くものをいう。
- (2) 補助対象事業者 市内に工場又は事業場を有している中小企業等の事業者で、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号に規定する会社若しくは個人（同項第1号の2に規定する政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）又は同項第1号の2から第7号までに掲げる中小企業者
  - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会
  - ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第4条第1項に規定する農業協同組合、農業協同組合連合会又は同法第72条の3に規定する農事組合法人
  - エ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会
  - オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置する者
  - カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設を設置する者

キ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業を経営する者

ク 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所、同法第1条の6に規定する介護老人保健施設又は同法第2条に規定する助産所を設置する者  
（補助対象事業）

第3条 補助金の対象となる事業は、補助金対象事業者による事業に使用する低公害車（初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の規定による自動車登録ファイルに登録を受ける新車に限る）の購入とする。  
（補助金の額）

第4条 補助金の額は、車両本体価格（消費税及び地方消費税を含む。）に100分の5を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金対象事業者につき補助金の交付の対象数は、原則として1年度につき1台とする。

（他の補助金との関係）

第5条 この補助金は、国、県その他の団体が交付する補助金等の受給を妨げない。

（申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助金対象事業者は、新車登録が完了し、支払いが完了した日から起算して30日以内に田原市事業用低公害車普及促進補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 車両購入に係る領収書の写し等
- (3) 車両本体価格が記入されたものの写し
- (4) 法人市民税領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請兼実績報告書を先着順に受け付けるものとし、予算の範囲を超えるときは受け付けを停止することができる。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかに当該申請に係る書類の審査及び調査を行い、当該申請を適当と認めるときは補助金額を定めて交付を決定し、田原市事業用低公害車普及促進補助金交付決定通知書（様式第2

号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に当たり、補助金対象事業者に対して条件を付すことができるものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 第6条の規定に基づき、補助金対象事業者が前条の交付決定を受けた後に当該補助金の交付を辞退しようとするときは、田原市事業用低公害車普及促進補助金交付申請取下げ申出書(様式第3号)により市長に申し出るものとする。

(補助金の交付等)

第9条 第7条の交付決定を受けた補助金対象事業者は、直ちに田原市事業用低公害車普及促進補助金交付請求書(様式第4号)により補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた補助金対象事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 第7条第2項の規定に基づいて付した条件に違反したと認めたとき

(3) 補助金を交付目的以外の用途に使用したとき

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消す場合において、すでに補助金が支払われているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 前項の規定により返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

3 前項の期間内に返還しないときは、当該請求金額にその額に14.6パーセントの年利率で計算した利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、利息の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、田原市補助金交付要綱(平成15年8月20日施行)に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

No.

様式第1号（第6条関係）

田原市事業用低公害車普及促進補助金  
交付申請兼実績報告書

平成 年 月 日

田原市長 殿

申請者 住 所  
(署名) 氏 名  
電 話

平成23年度田原市事業用低公害車普及促進補助金の交付を受けたいので、  
関係書類を添えて申請します。

- 1 低公害車の車種、型式 \_\_\_\_\_
- 2 登 録 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 3 車 体 本 体 価 格 金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 補 助 金 交 付 申 請 額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 5 添 付 書 類  
自動車検査証の写し  
車両購入に係る領収書の写し等  
車両本体価格が記入されたものの写し  
法人市民税領収書の写し

【注意事項】

※1 低公害車の自動車検査証に記載された所有者と使用者が異なる場合は、使用者として記載  
されている者の購入とする。

※2 たはらエコチャレンジ宣言に登録していない場合は、補助金を受けることができません。

様式第2号（第7条関係）

田原市事業用低公害車普及促進補助金  
交付決定通知書

23 田エコ第 号  
平成 年 月 日

様

田原市長 印

平成 年 月 日付けで交付申請のあった田原市事業用低公害車普及促進補助金については、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 低公害車の車種、型式 \_\_\_\_\_
- 2 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 補助金の交付条件

市が今後実施する調査及び報告に協力すること

No.	
-----	--

様式第3号（第8条関係）

田原市事業用低公害車普及促進補助金  
交付申請取下げ申出書

平成 年 月 日

田原市長 殿

申請者 住 所  
( 署名 ) 氏 名  
電 話

平成 年 月 日付け23田エコ第 号により、補助金交付決定通知を受けた田原市事業用低公害車普及促進補助金について、下記のとおり交付申請取下げをしたいので申請します。

記

1 取下げの理由

No.	
-----	--

様式第4号（第9条関係）

田原市事業用低公害車普及促進補助金  
請求書

平成 年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所  
(署名) 氏名 印  
電話

平成23年度田原市事業用低公害車普及促進補助金を、下記のとおり請求します。

記

- 1 低公害車の車種、型式 \_\_\_\_\_
- 2 補助金請求額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 補助金振込先

金融機関名	
本支店名	
預金種別	
口座番号	
〈フリガナ〉 口座名義人	